

令和6年地方分権改革に関する提案募集に係る

全事項に共通して国に対処を求める意見

全国町村会

- ・町村に移譲された事務・権限の実施にあたり財源（人件費相当額を含む。）の不足が生じないよう、必要総枠を確保し、国・都道府県から町村に財源移譲すること。
- ・町村は単独で専門人材を確保することが困難であるため、職員派遣の活用や研修の充実などを通じて、多様な人材の確保・育成を強力に推進すること。
- ・事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直しを円滑に進めるため、マニュアルの整備や技術的助言など必要な支援を行うこと。
- ・国が制度の創設・拡充等を行うに当たっては、町村の行政需要の多寡や先行的な取組の有無等の実情を考慮せずに、新たな計画の策定や専任職員の配置等について全国一律に義務付けを求めるこことは避け、町村の裁量の確保に十分配慮すること。
- ・数少ない人員で業務を担っている町村の実態を踏まえ、地方に係る制度の検討に当たっては、まず、計画以外の形式を検討すること。また、既存の計画等についても、ナビゲーション・ガイドの確実な活用を含め、統廃合や事務負担の軽減といった具体的な取組を進めること。

【重点事項と位置付けられた提案に係る全国町村会意見】

重点番号	管理番号	提案団体 (追加共同提案団体)	提案事項	求める措置の具体的な内容	関係府省からの第1次回答・全国町村会意見
2	73	宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、角田市、多賀城市、富谷市、広島県、宮城県後期高齢者医療広域連合(旭川市、花巻市、茨城県、浜松市、西宮市、小野市、鹿児島市)	各種支援制度の総合案内窓口をクラウド実装すること	<p>デジタル庁の「jGrants」システムへの機能追加等により、国の交付金・補助金や各種支援制度の総合案内窓口をクラウド実装し、以下を実現することを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体や民間事業者への各省庁の補助金等情報(関係法令、事務連絡、Q&A、活用事例集等)を一つの窓口で確認できるようにすること。 ・検索性や利便性を高めるため、AI等を活用し、用途や地域特性等に応じた関係補助金等が抽出される機能をもたらすこと。 ・制度に関する質疑応答や活用実績等を国・地方の双方向で蓄積し、他団体の状況や質疑を容易に確認できるようにすること。 	<p>補助金申請システム(ｊグランツ)は、各補助金等の概要を一覧して確認できるようになっており、また、検索機能についても、利用目的や地域要件等を指定することで、用途や地域特性等に応じた補助金等を検索することが可能です。</p> <p>各補助金等の担当者が補助金等の詳細ページの内容を設定できるようになっており、資料の添付や外部リンクの記載等によって、よくある質問への回答や活用実績等の情報を掲載いただくことも可能となっております。</p> <p>引き続き、システムの利便性向上に向けて、各補助金等の担当者と連携してまいります。</p> <p>【全国町村会意見】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>
3	27	東京都(北海道、函館市、花巻市、郡山市、白河市、茨城県、群馬県、神奈川県、静岡県、豊橋市、安来市、大牟田市)	戸籍情報連携システムの利用対象の拡大	「戸籍情報連携システム」の利用可能対象範囲を都道府県にも拡大すること	<p>戸籍情報連携システムは、その制度上、戸籍事務のためのみに用いることができるものであることから、市区町村の戸籍担当部署において利用が可能となっている。そのため、戸籍事務を取り扱うことがない都道府県において戸籍情報連携システムを利用して戸籍情報を閲覧することについては、戸籍法の趣旨及び扱う情報の機密度からすると困難であり、慎重な検討が求められるものとなる。</p> <p>【全国町村会意見】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>
3	45	茅ヶ崎市(札幌市、函館市、旭川市、八戸市、花巻市、郡山市、いわき市、白河市、前橋市、柏市、相模原市、上田市、名古屋市、豊橋市、半田市、亀岡市、豊中市、寝屋川市、西宮市、安来市、東温市、南国市、熊本市、鹿児島市)	住民票への旧氏の記載申請等手続きのオンライン完結を可能とすること	戸籍情報連携システムの運用開始により他区市町村が本籍地の戸籍謄本等を参照、出力することが可能となった。これを踏まえ、住民票に旧氏記載を求める際に、住民基本台帳法施行令第30条の14第1項、第3項にある、戸籍謄本等その他の総務省令で定める書類の添付を求める規定を廃止すること、または、自市区町村内の戸籍情報連携システムから公用請求に基づく広域交付により戸籍謄本を発行することで添付省略を可能とすることを求める。	<p>提案の「または」以下の措置については、市区町村の機関がする公用請求が同一市区町村内で完結する場合は広域交付の対象とされており(戸籍法第120条の2第2項)、実現しているところである。</p> <p>なお、同じく提案内容にある戸籍情報連携システムによる戸籍情報の参照については、戸籍法に定められた届出の際の戸籍謄本等の添付を不要とするものであり、住民基本台帳法施行令に基づく旧氏の登録等に関する事務において利用することは認められていない。</p> <p>戸籍の広域交付が可能となったことを踏まえ、旧氏の記載等の手続のオンライン化について検討する。</p> <p>【全国町村会意見】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>

【重点事項と位置付けられた提案に係る全国町村会意見】

重点番号	管理番号	提案団体 (追加共同提案団体)	提案事項	求める措置の具体的な内容	関係府省からの第1次回答・全国町村会意見
3	46	茅ヶ崎市、熊本市、指定都市市長会(札幌市、函館市、旭川市、花巻市、多賀城市、郡山市、いわき市、白河市、前橋市、柏市、上田市、名古屋市、豊橋市、半田市、小牧市、亀岡市、豊中市、寝屋川市、西宮市、小野市、安来市、福山市、東温市、南国市、大牟田市、鹿児島市)	住民基本台帳法に基づく事務において戸籍情報連携システムの利用を可能とすること	住民基本台帳法に基づく事務において戸籍情報連携システムを参考、利用することが認められるよう、戸籍法施行規則第75条の3、令和6年2月26日付法務省民一第500号通達、同日付法務省民一第501号依命通知のうち必要な箇所の改正を求める。	<p>戸籍情報連携システムによる戸籍情報の参照については、戸籍法に定められた届出の際の戸籍謄本等の添付を不要とするものであり、住民基本台帳法に基づく事務において利用することは認められていない。一方で、市区町村の機関がする公用請求が同一市区町村内で完結する場合は広域交付の対象とされていることから(戸籍法第120条の2第2項)、戸籍謄本の持参や本籍地への電話照会によらずしても事務処理上必要な事項の確認は可能となっている。</p> <p>【全国町村会意見】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>
5	10	津山市、川崎市、岡崎市(花巻市、山形市、いわき市、小山市、さいたま市、草加市、藤沢市、 大磯町 、浜松市、三島市、名古屋市、豊橋市、城陽市、堺市、豊中市、宝塚市、米子市、長崎市、佐世保市、鹿児島市)	犬の所在地を変更した際の市町村間の通知等の電子化等	犬の登録原簿等の転出転入手続き等に関する、「犬と猫のマイクロチップ情報登録システム」を活用することができるようになるなど、市町村間で行っている登録原簿等の送付をオンラインで行うことができるよう全国統一的なシステムを整備すること。 また、当面の措置として、狂犬病予防法施行令第2条の2に基づき行うこととされている、犬の所在地を変更した際の市町村間の通知及び登録原簿の送付について、電子データでも送付が可能であることを明確化する。	<p>ご提案の「全国統一的なシステムを整備すること」については、狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に基づく犬の登録等の手続に関して、原簿の管理方法が各市町村により異なる実態や動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第39条の7に基づく「狂犬病予防法の特例制度」への参加状況も踏まえ、自治体からご意見を伺いつつ、慎重に検討する必要があると考えている。 後段の、通知方法及び原簿の送付方法に関する要望については、「マイクロチップの装着等の義務化に係る狂犬病予防法の特例に関する自治体向けQ&A(第5版)」(令和6年3月28日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室事務連絡別添)において、郵送以外の方法により通知・送付することを妨げるものではない旨を既にお示しているところである。</p> <p>【全国町村会意見】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>
5	114	神戸市(盛岡市、山形市、いわき市、足利市、さいたま市、草加市、木更津市、横須賀市、 寒川町 、松本市、名古屋市、豊橋市、一宮市、城陽市、寝屋川市、安来市、高松市、福岡市、長崎市、熊本市、宮崎県、鹿児島市)	狂犬病予防法上の犬の登録手数料を、動物愛護法上の犬猫のマイクロチップ(MC)の登録手数料と同時に自治体が徴収することで自治体の歳入が上がるようになる等、自治体が「ワンストップサービス」に参加するインセンティブとなる制度を検討すること。 それにより、「ワンストップサービス」の参加自治体と不参加自治体が混在している状況を改善すること。	狂犬病予防法上の犬の登録手数料を、動物愛護法上の犬猫のマイクロチップ(MC)の登録手数料と同時に自治体が徴収することで自治体の歳入が上がるようになる等、自治体が「ワンストップサービス」に参加するインセンティブとなる制度を検討すること。 それにより、「ワンストップサービス」の参加自治体と不参加自治体が混在している状況を改善すること。	<p>動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。)第39条の7第1項の規定による環境大臣の通知を犬の所在地を管轄する市町村長が受けた場合には、同条第2項の規定により、狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第1項の規定に基づく犬の登録の申請又は同条第5項の規定に基づく届出があったものとみなすこととされているところ、この場合における犬の登録に係る手数料の徴収については、「動物の愛護及び管理に関する法律第39条の7第1項に基づく通知を受けた場合における狂犬病予防法に基づく登録手数料の取扱いについて」(令和4年4月8日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室事務連絡)で既にお示しているとおり、各市町村において犬の登録に係る事務が発生する場合に手数料の徴収は可能である。 またその徴収方法についても、「マイクロチップの装着等の義務化に係る狂犬病予防法の特例に関する自治体向けQ&A(第5版)」(令和6年3月28日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室事務連絡別添)で既にお示しているとおり、市町村自らの徴収に限らず、地方獣医師会への業務委託等としても可能である。 また、狂犬病予防法上の登録手数料については各市町村が徴収し、動物愛護管理法のマイクロチップの登録手数料については指定登録機関である(公社)日本獣医師会が徴収していることから、法制度上、それらをまとめて一括徴収することはできない。 引き続き「狂犬病予防法の特例制度」について必要な情報提供や周知の取り組みを進めてまいりたい。</p> <p>【全国町村会意見】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>

【重点事項と位置付けられた提案に係る全国町村会意見】

重点番号	管理番号	提案団体 (追加共同提案団体)	提案事項	求める措置の具体的内容	関係府省からの第1次回答・全国町村会意見
6	121	水戸市(宮城県、八王子市、山梨県、浜松市、名古屋市、高松市、熊本市)	景観計画の策定・変更における都市計画審議会への意見聴取を不要とすること	<p>景観法では、景観計画を策定又は変更(以下「変更等」という。)する場合、都市計画審議会(以下「都計審」という。)の意見聴取手続きを義務付けているが、計画変更等に際し、都市計画との整合を図るための措置が講じられる場合は当該手続きを不要とするよう見直しを求める。</p> <p>【措置例(下記の措置は当市において既に実施)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例で景観審議会(以下「景観審」という。)を設置して景観計画変更等の審議を行う場合、景観審に都計審の委員を構成員として加える ・都市計画担当部署と景観担当部署との間で十分な連携・調整を図る等 	<p>景観法においては、都市計画で定める内容との整合性の確保の観点から景観行政団体の判断が適切になされるよう、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、景観計画を策定又は変更しようとするときは、あらかじめ、都市計画審議会の意見を聴かなければならないこととしている。</p> <p>なお、景観計画は都市計画ではないため、都市計画審議会の議を経ることまでは求めておらず、意見を聞くことするにとどめている。</p> <p>【全国町村会意見】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>
9	292	町田市(札幌市、苫小牧市、花巻市、仙台市、越谷市、平塚市、藤沢市、浜松市、豊橋市、広島市、今治市、久留米市、大村市、熊本市、宮崎県)	児童手当の支給に係る所得審査の廃止	児童手当制度の改正に伴い所得制限が撤廃されるため、生計中心者が受給者になるという考え方を見直し、夫婦の所得によらず受給者を選択できるようにすることなどにより、年度更新の際に行っていた所得審査をせずとも支給できるようにしていただきたい。	<p>児童手当法(昭和46年法律第73号)第4条第3項は、同一の児童について、複数の者が支給要件を満たすこととなる場合に、当該児童がそれぞれの者の支給要件児童とならないよう(同一の児童に係る児童手当が二重に支給されないよう)調整するために設けられているものである。その際、「生計を維持する程度の高い者」を受給者としているのは、児童手当の趣旨が養育に係る経済的負担の軽減にあることから、一般的には、家計の主宰者として、社会通念上、家計において中心的な役割を果たしている者により当該経済的負担が生じていると考えられるためであり、これにより複数の者が支給要件を満たす場合においても所得の多寡という客観的な基準を用いることで一定程度画一的な処理が可能となっていると認識している。子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)による児童手当法の改正により、児童手当の所得制限を撤廃した後においても、こうした調整の必要性は変わらないと考えている。また、こうした調整規定を廃し、御要望の父母等の任意により受給資格者を選択できることとした場合(所得の多寡という客観的な基準を用いない場合)には、かえって事務負担が増す可能性があると考えている。</p> <p>なお、児童手当法第4条第3項に規定する「生計を維持する程度の高い者」に該当するか否かは、原則として、児童の父母等の所得により判断することとなるが、「児童手当Q&A集(令和4年7月19日版)」問2-1において「児童手当の受給者及び配偶者の所得に一時的な逆転が生じた場合であっても、(中略)受給資格者や市町村の事務負担も鑑み、一次的に所得が逆転して低い者であっても「生計を維持する程度の高い者」として判断することとして構いません。」としており、過度な事務負担が生じないよう配慮している。</p> <p>【全国町村会意見】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>

【重点事項と位置付けられた提案に係る全国町村会意見】

重点番号	管理番号	提案団体 (追加共同提案団体)	提案事項	求める措置の具体的な内容	関係府省からの第1次回答・全国町村会意見
17	231	愛知県(滋賀県)	財産区の土地を森林の施業・管理を目的として信託可能とすること	地方自治法施行令169条の6の普通財産を信託できる目的に、森林の施業・管理を追加すること。	<p>地方公共団体の財産は、その適正な管理を担保するため、貸付けや処分、私権の設定等の行為について一定の制限が設けられているところ、信託については、現行制度上、地方公共団体のうち普通財産である土地(その土地の定着物を含む。)及び有価証券のみ認められている。</p> <p>このうち、土地の信託については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 信託された土地に建物を建設し、又は信託された土地を造成し、かつ、当該土地の管理又は処分を行うこと。 ② ①に掲げる信託の目的により信託された土地の信託の期間の終了後に、当該土地の管理又は処分を行うこと。 ③ 信託された土地の処分を行うこと。 <p>を信託の目的とする場合に限り、行うことができるとしている。</p> <p>御提案の森林の施業・管理を目的とした信託を可能とすることについては、民間活力の活用による財産の有効活用や財政負担の軽減が期待できる等のメリットがある反面、運用状況によっては信託終了後に債務を負担することとなるといったデメリットも考えられることから、関係省庁とも連携し、こうした地方公共団体への影響を踏まえつつ検討してまいりたい。</p> <p>【全国町村会意見】 提案団体の意見を十分に尊重し、関係省庁とも連携のうえ、積極的に検討していただきたい。</p>

【その他の提案に係る全国町村会意見(抜粋)】

重点番号	管理番号	提案団体 (追加共同提案団体)	提案事項	求める措置の具体的な内容	関係府省からの第1次回答・全国町村会意見
-	122	日の出町(いわき市、高崎市、横須賀市、浜松市、山口市)	建築協定の変更に係る土地の所有者等の全員合意の要件の緩和	建築基準法における建築協定の変更に係る土地の所有者等の全員合意要件について、死亡者や所在不明者等を合意要件から除外すること。	<p>建築協定を変更するニーズの実態や、建築協定の変更に係る土地の所有者等の全員合意要件が支障となった事例について、まずは把握してまいりたい。なお、本提案にあるような、死亡者や所在不明者等の合意要件からの除外は、民間間の契約における合意の在り方の問題であり、本来は、建築基準法に限った問題としてではなく、類似の制度を含め広く民間間の契約における手続の問題として議論されるべきである。</p> <p>【全国町村会意見】 実態を把握したうえで、提案団体の意見を十分に尊重し、積極的な検討及び適切な対応を求める。</p>
-	194	鳥取県、広島県、徳島県(宮城県、茨城県、浜松市、高知県、熊本市)	電話を用いた診療の実施及び診療報酬による評価を可能とすること	コロナ禍において、特例的取扱いとして診療報酬上で電話による診療や処方(処方箋の発行)が評価されていたが、令和5年7月末で廃止された。さらに、電話による診療等も令和6年3月末で特例的取扱いが廃止された(現在は情報通信機器を用いた初診や再診及び診療報酬の評価が可能)。 豪雪地帯において、降雪により公共交通機関が休止し通院ができない場合があり、また住民の中には情報通信機器も有していない者も存在するため、そのような特殊の事情がある場合は、電話による再診や処方及び診療報酬の評価を可能とすることを望む。	<p>医師法20条は、無診察治療等を禁止しているが、電話診療が医師法20条違反となるかについては個別の判断となる。例えば、現行法上も、かかりつけの医師による再診も含めたすべての電話診療が医師法20条違反となるものではなく、また、支障事例として挙げられているような災害時等、真にやむを得ない理由で電話診療を実施した場合についても、必ずしも医師法違反になるものではないものの、例えば豪雪地帯であることのみにより一律に真にやむを得ない理由があるとはいはず、これらの判断は個別の事情によるため、電話診療を一律に適法であると示すことは困難である。なお、適法となる事例を一律に示すことが困難である以上、診療報酬上で評価することは困難である。</p> <p>【全国町村会意見】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>